

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和 7 年 5 月 30 日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示案」について、令和7年4月11日から令和7年5月10日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続きを実施しました。その結果、本件に関して11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙に記載しましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課
直通：03-6744-2053